

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第4項の規定に基づき、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 議長は、会議の開会にあたり、会議録に署名する委員（以下「会議録署名委員」という。）2人を指名するものとする。

3 委員は、議長の許可を得た後でなければ、発言することはできない。

(会議の進行等)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の4分の3以上の賛成をもって決するものとする。

2 議長は、前項の規定による表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

3 協議事項については、協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うよう努めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が会議に諮り別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席及び欠席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) その他議長が必要と認めた事項

- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 作成した会議録は、会議録署名委員の確認を受け、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、会議録署名委員が確認した日をもって確定するものとする。
(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開するものとする

- 2 前項の公開に必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
(規律)

第9条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となるような言動をしてはならない。

- 2 会議場において、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行する。